

議第61号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立中学校条例の一部を改正する条例
京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。
別表位置の欄中「京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地」を「京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町272番地の1」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市立洛東中学校の位置を変更する必要があるので提案する。